

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(別冊)	(別冊)
国税通則法第7章の2 (国税の調査) 等関係通達	国税通則法第7章の2 (国税の調査) 等関係通達
用語の意義 (省略)	用語の意義 (同左)
第1章 (省略)	第1章 (同左)
第2章 (省略)	第2章 (同左)
第3章 (省略)	第3章 (同左)
第4章	第4章
第3節 調査の終了の際の手続に関する事項	第3節 調査の終了の際の手続に関する事項
6-1 法第74条の11第1項又は第2項の規定の適用範囲	6-1 法第74条の11第1項又は第2項の規定の適用範囲
6-2 「更正決定等」の範囲	6-2 「更正決定等」の範囲
6-3 「更正決定等をすべきと認めた額」の意義	6-3 「更正決定等をすべきと認めた額」の意義
6-4 調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明	6-4 調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明
6-5 調査の終了の際の手続に係る書面の交付手続	6-5 調査の終了の際の手続に係る書面の交付手続
6-6 法第74条の11 <u>第5項</u> の規定の適用	6-6 法第74条の11 <u>第6項</u> の規定の適用
6-7 「新たに得られた情報」の意義	6-7 「新たに得られた情報」の意義
6-8 「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」の範囲	6-8 「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」の範囲
6-9 事前通知事項以外の事項について調査を行う場合の法第74条の11 <u>第5項</u> の規定の適用	6-9 事前通知事項以外の事項について調査を行う場合の法第74条の11 <u>第6項</u> の規定の適用

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第4節 <u>(削除)</u></p> <p>7-1 <u>(削除)</u></p> <p>7-2 <u>(削除)</u></p> <p>7-3 <u>(削除)</u></p> <p>7-4 <u>(削除)</u></p> <p>7-5 <u>(削除)</u></p> <p>第5章 (省略)</p> <p>第6章 経過措置に関する事項</p> <p>10-1 提出物件の留置きの適用</p> <p>10-2 事前通知手続の適用</p> <p>10-3 調査の終了の際の手続の適用</p> <p>10-4 国税の更正、決定等の期間制限の特例の適用</p> <p><u>10-5 連結法人の連結所得に対する法人税の調査に係る適用関係</u></p>	<p>第4節 <u>連結法人の連結所得に対する法人税に係る適用関係に関する事項</u></p> <p>7-1 <u>法第74条の9又は法第74条の10の規定の適用関係</u></p> <p>7-2 <u>連結子法人に対する事前通知</u></p> <p>7-3 <u>法第74条の11第1項又は第2項の規定の適用関係</u></p> <p><u>(1) 連結親法人に対する更正決定等をすべきと認められない旨の通知</u></p> <p><u>(2) 連結親法人に対する調査結果の内容の説明</u></p> <p><u>(3) 連結子法人に対する調査の終了の際の手続</u></p> <p>7-4 <u>一部の連結子法人の同意がない場合における連結親法人への通知等</u></p> <p>7-5 <u>法第74条の11第6項の規定の適用関係</u></p> <p>第5章 (同左)</p> <p>第6章 経過措置に関する事項</p> <p>10-1 提出物件の留置きの適用</p> <p>10-2 事前通知手続の適用</p> <p>10-3 調査の終了の際の手続の適用</p> <p>10-4 国税の更正、決定等の期間制限の特例の適用</p> <p><u>10-5 (新設)</u></p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 法第74条の2～法第74条の6関係（質問検査権） （「調査」の意義）</p> <p>1-1</p> <p>(1) 法第7章の2において、「調査」とは、国税（法第74条の2から法第74条の6までに掲げる税目に限る。）に関する法律の規定に基づき、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）をいう。</p> <p>（注）法第74条の3に規定する相続税・贈与税の徴収のために行う一連の行為は含まれない。</p> <p>(2) 上記(1)に掲げる調査には、更正決定等を目的とする一連の行為のほか、再調査決定や申請等の審査のために行う一連の行為も含まれることに留意する。</p> <p>(3) 上記(1)に掲げる調査のうち、次のイ又はロに掲げるもののように、一連の行為のうち納税義務者に対して質問検査等を行うことがないものについては、法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定は適用されないことに留意する。</p> <p>イ 更正の請求に対して部内の処理のみで請求どおりに更正を行う場合の一連の行為。</p> <p>ロ 修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は<u>源泉徴収等による国税（法第2条第2号に規定する源泉徴収等による国税をいう。以下同じ。）</u>の納付があった場合において、部内の処理のみで更正若しくは決定又は納税の告知があるべきことを予知してなされたものには当たらないものとして過少申告加算税、無申告加算税又は不納付加算税の賦課決定を行うときの一連の</p>	<p>第1章 法第74条の2～法第74条の6関係（質問検査権） （「調査」の意義）</p> <p>1-1</p> <p>(1) 法第7章の2において、「調査」とは、国税（法第74条の2から法第74条の6までに掲げる税目に限る。）に関する法律の規定に基づき、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）をいう。</p> <p>（注）法第74条の3に規定する相続税・贈与税の徴収のために行う一連の行為は含まれない。</p> <p>(2) 上記(1)に掲げる調査には、更正決定等を目的とする一連の行為のほか、再調査決定や申請等の審査のために行う一連の行為も含まれることに留意する。</p> <p>(3) 上記(1)に掲げる調査のうち、次のイ又はロに掲げるもののように、一連の行為のうち納税義務者に対して質問検査等を行うことがないものについては、法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定は適用されないことに留意する。</p> <p>イ 更正の請求に対して部内の処理のみで請求どおりに更正を行う場合の一連の行為。</p> <p>ロ 修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は<u>源泉徴収に係る所得税</u>の納付があった場合において、部内の処理のみで更正若しくは決定又は納税の告知があるべきことを予知してなされたものには当たらないものとして過少申告加算税、無申告加算税又は不納付加算税の賦課決定を行うときの一連の行為。</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>行為。</p> <p>(「調査」に該当しない行為)</p> <p>1-2 当該職員が行う行為であつて、次に掲げる行為のように、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものは、調査には該当しないことに留意する。また、これらの行為のみに起因して修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は源泉徴収等による国税の自主納付があつた場合には、当該修正申告書等の提出等は更正若しくは決定又は納税の告知があるべきことを予知してなされたものには当たらないことに留意する。</p> <p>(1) 提出された納税申告書の自発的な見直しを要請する行為で、次に掲げるもの。</p> <p>イ 提出された納税申告書に法令により添付すべきものとされている書類が添付されていない場合において、納税義務者に対して当該書類の自発的な提出を要請する行為。</p> <p>ロ 当該職員が保有している情報又は提出された納税申告書の検算その他の形式的な審査の結果に照らして、提出された納税申告書に計算誤り、転記誤り又は記載漏れ等があるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して自発的な見直しを要請した上で、必要に応じて修正申告書又は更正の請求書の自発的な提出を要請する行為。</p> <p>(2) 提出された納税申告書の記載事項の審査の結果に照らして、当該記載事項につき税法の適用誤りがあるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して、適用誤りの有無を確認するために必要な基礎的情報の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて修正申告書又は更正の請求書の自発的な提出を要請する行為。</p>	<p>(「調査」に該当しない行為)</p> <p>1-2 当該職員が行う行為であつて、次に掲げる行為のように、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものは、調査には該当しないことに留意する。また、これらの行為のみに起因して修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は源泉徴収に係る所得税の自主納付があつた場合には、当該修正申告書等の提出等は更正若しくは決定又は納税の告知があるべきことを予知してなされたものには当たらないことに留意する。</p> <p>(1) 提出された納税申告書の自発的な見直しを要請する行為で、次に掲げるもの。</p> <p>イ 提出された納税申告書に法令により添付すべきものとされている書類が添付されていない場合において、納税義務者に対して当該書類の自発的な提出を要請する行為。</p> <p>ロ 当該職員が保有している情報又は提出された納税申告書の検算その他の形式的な審査の結果に照らして、提出された納税申告書に計算誤り、転記誤り又は記載漏れ等があるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して自発的な見直しを要請した上で、必要に応じて修正申告書又は更正の請求書の自発的な提出を要請する行為。</p> <p>(2) 提出された納税申告書の記載事項の審査の結果に照らして、当該記載事項につき税法の適用誤りがあるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して、適用誤りの有無を確認するために必要な基礎的情報の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて修正申告書又は更正の請求書の自発的な提出を要請する行為。</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 納税申告書の提出がないため納税申告書の提出義務の有無を確認する必要がある場合において、当該義務があるのではないかと思料される者に対して、当該義務の有無を確認するために必要な基礎的情報（事業活動の有無等）の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて納税申告書の自発的な提出を要請する行為。</p> <p>(4) 当該職員が保有している情報又は提出された所得税徴収高計算書の記載事項の確認の結果に照らして、源泉徴収税額の納税額に過不足徴収額があるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して源泉徴収税額の自主納付等を要請する行為。</p> <p>(5) 源泉徴収に係る所得税に関して源泉徴収義務の有無を確認する必要がある場合において、当該義務があるのではないかと思料される者に対して、当該義務の有無を確認するために必要な基礎的情報（源泉徴収の対象となる所得の支払の有無）の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて源泉徴収税額の自主納付を要請する行為。</p>	<p>(3) 納税申告書の提出がないため納税申告書の提出義務の有無を確認する必要がある場合において、当該義務があるのではないかと思料される者に対して、当該義務の有無を確認するために必要な基礎的情報（事業活動の有無等）の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて納税申告書の自発的な提出を要請する行為。</p> <p>(4) 当該職員が保有している情報又は提出された所得税徴収高計算書の記載事項の確認の結果に照らして、源泉徴収税額の納税額に過不足徴収額があるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して源泉徴収税額の自主納付等を要請する行為。</p> <p>(5) 源泉徴収に係る所得税に関して源泉徴収義務の有無を確認する必要がある場合において、当該義務があるのではないかと思料される者に対して、当該義務の有無を確認するために必要な基礎的情報（源泉徴収の対象となる所得の支払の有無）の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて源泉徴収税額の自主納付を要請する行為。</p>
<p>第2章 (省 略)</p>	<p>第2章 (同 左)</p>
<p>第3章 (省 略)</p>	<p>第3章 (同 左)</p>
<p>第4章 法第74条の9～法第74条の11関係（事前通知及び調査の終了の際の手續）</p> <p>第1節 共通的事項</p> <p>(一の調査)</p>	<p>第4章 法第74条の9～法第74条の11関係（事前通知及び調査の終了の際の手續）</p> <p>第1節 共通的事項</p> <p>(一の調査)</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>4-1</p> <p>(1) 調査は、納税義務者について税目と課税期間によって特定される納税義務に関してなされるものであるから、別段の定めがある場合を除き、当該納税義務に係る調査を一の調査として法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定が適用されることに留意する。</p> <p>(注) 例えば、<u>令和元年分から令和3年分</u>までの所得税について実地の調査を行った場合において、調査の結果、<u>令和3年分</u>の所得税についてのみ更正決定等をすべきと認めるときには、<u>令和元年分及び令和2年分</u>の所得税については更正決定等をすべきと認められない旨を通知することに留意する。</p> <p>(2) 源泉徴収に係る所得税の納税義務とそれ以外の所得税の納税義務は別個に成立するものであるから、源泉徴収に係る所得税の調査については、それ以外の所得税の調査とは別の調査として、法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定が適用されることに留意する。</p> <p>(3) 同一の納税義務者に納付方法の異なる複数の印紙税の納税義務がある場合には、それぞれの納付方法によって特定される納税義務に関してなされる調査について、法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定が適用されることに留意する。</p> <p>(4) <u>同一課税期間の法人税の調査</u>について、<u>移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分する場合</u>において、納税義務者の事前の同意があるときは、納税義務者の負担軽減の観点から、一の納税義務に関してなされる一の調査を複数に区分して、法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定を適用することができることに留意する。</p>	<p>4-1</p> <p>(1) 調査は、納税義務者について税目と課税期間によって特定される納税義務に関してなされるものであるから、別段の定めがある場合を除き、当該納税義務に係る調査を一の調査として法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定が適用されることに留意する。</p> <p>(注) 例えば、<u>平成20年分から平成22年分</u>までの所得税について実地の調査を行った場合において、調査の結果、<u>平成22年分</u>の所得税についてのみ更正決定等をすべきと認めるときには、<u>平成20年分及び平成21年分</u>の所得税については更正決定等をすべきと認められない旨を通知することに留意する。</p> <p>(2) 源泉徴収に係る所得税の納税義務とそれ以外の所得税の納税義務は別個に成立するものであるから、源泉徴収に係る所得税の調査については、それ以外の所得税の調査とは別の調査として、法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定が適用されることに留意する。</p> <p>(3) 同一の納税義務者に納付方法の異なる複数の印紙税の納税義務がある場合には、それぞれの納付方法によって特定される納税義務に関してなされる調査について、法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定が適用されることに留意する。</p> <p>(4) <u>次のイ又はロに掲げる場合</u>において、納税義務者の事前の同意があるときは、納税義務者の負担軽減の観点から、一の納税義務に関してなされる一の調査を複数に区分して、法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定を適用することができることに留意する。</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ <u>(削る。)</u></p> <p>ロ <u>(削る。)</u></p> <p>(「課税期間」の意義等)</p> <p>4-2</p> <p>(1) 4-1において、「課税期間」とは、法第2条第9号《定義》に規定する「課税期間」をいうのであるが、具体的には、次のとおりとなることに留意する。</p> <p>イ 所得税については、暦年。ただし、年の途中で死亡した者又は出国をする者に係る所得税については、その年1月1日からその死亡又は出国の日までの期間。</p> <p>ロ 法人税については、事業年度。ただし、中間申告分については、<u>法人税法第71条第1項第1号《中間申告》に規定する中間期間。</u></p> <p>ハ 贈与税については、暦年。ただし、年の途中で死亡した者に係る贈与税については、その年1月1日からその死亡の日までの期間。</p> <p>ニ 個人事業者に係る消費税（消費税法第47条《引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等》に該当するものを除く。）については、暦年。また、法人に係る消費税（消費税法第47条《引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等》に該当するものを除く。）については、事業年度。ただし、消費税法第19条《課税期間》に規</p>	<p>イ <u>同一課税期間の法人税の調査について、移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分する場合。</u></p> <p>ロ <u>連結子法人が複数の連結法人に係る同一課税期間の法人税の調査について、連結子法人の調査を複数の調査に区分する場合。</u></p> <p>(「課税期間」の意義等)</p> <p>4-2</p> <p>(1) 4-1において、「課税期間」とは、法第2条第9号《定義》に規定する「課税期間」をいうのであるが、具体的には、次のとおりとなることに留意する。</p> <p>イ 所得税については、暦年。ただし、年の途中で死亡した者又は出国をする者に係る所得税については、その年1月1日からその死亡又は出国の日までの期間。</p> <p>ロ 法人税については、事業年度<u>又は連結事業年度</u>。ただし、中間申告分については、<u>その事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間、連結中間申告分については、その連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間。</u></p> <p>ハ 贈与税については、暦年。ただし、年の途中で死亡した者に係る贈与税については、その年1月1日からその死亡の日までの期間。</p> <p>ニ 個人事業者に係る消費税（消費税法第47条《引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等》に該当するものを除く。）については、暦年。また、法人に係る消費税（消費税法第47条《引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等》に該当するものを除く。）については、事業年度。ただし、消費税法第19条《課税期間》に規</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>定する課税期間の特例制度を適用する場合には、当該特例期間。</p> <p>ホ 酒税（酒税法第 30 条の 2 第 2 項《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》及び同法第 30 条の 3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等》に該当するものを除く。）、たばこ税・たばこ特別税（たばこ税法第 18 条《引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等》に該当するものを除く。）、揮発油税・地方揮発油税（揮発油税法第 11 条《引取りに係る揮発油についての課税標準及び税額の申告等》に該当するものを除く。）、石油ガス税（石油ガス税法第 17 条《引取りに係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告等》に該当するものを除く。）、石油石炭税（石油石炭税法第 14 条《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等》に該当するものを除く。）、印紙税（印紙税法第 11 条《書式表示による申告及び納付の特例》の規定の適用を受けるものに限る。）、航空機燃料税又は電源開発促進税については、その月の 1 日から末日までの間。</p> <p>へ 印紙税（印紙税法第 12 条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》の規定の適用を受けるものに限る。）については、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間。</p> <p>(2) 法第 74 条の 9 から法第 74 条の 11 までの各条の規定の適用に当たっては、課税期間のない国税については、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>イ 相続税については、一の被相続人からの相続又は遺贈（死因贈与を含む。）を一の課税期間として取り扱う。</p> <p>ロ 酒税（酒税法第 30 条の 2 第 2 項《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》に該当するものに限る。）については、<u>同項各号</u>に該当</p>	<p>定する課税期間の特例制度を適用する場合には、当該特例期間。</p> <p>ホ 酒税（酒税法第 30 条の 2 第 2 項《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》及び同法第 30 条の 3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等》に該当するものを除く。）、たばこ税・たばこ特別税（たばこ税法第 18 条《引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等》に該当するものを除く。）、揮発油税・地方揮発油税（揮発油税法第 11 条《引取りに係る揮発油についての課税標準及び税額の申告等》に該当するものを除く。）、石油ガス税（石油ガス税法第 17 条《引取りに係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告等》に該当するものを除く。）、石油石炭税（石油石炭税法第 14 条《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等》に該当するものを除く。）、印紙税（印紙税法第 11 条《書式表示による申告及び納付の特例》の規定の適用を受けるものに限る。）、航空機燃料税又は電源開発促進税については、その月の 1 日から末日までの間。</p> <p>へ 印紙税（印紙税法第 12 条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》の規定の適用を受けるものに限る。）については、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間。</p> <p>(2) 法第 74 条の 9 から法第 74 条の 11 までの各条の規定の適用に当たっては、課税期間のない国税については、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>イ 相続税については、一の被相続人からの相続又は遺贈（死因贈与を含む。）を一の課税期間として取り扱う。</p> <p>ロ 酒税（酒税法第 30 条の 2 第 2 項《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》に該当するものに限る。）については、<u>酒税法第 30 条の</u></p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>した時を一の課税期間として取り扱う。</p> <p>ハ 源泉徴収等による<u>国税</u>については、同一の法定納期限となる源泉徴収等による<u>国税</u>を一の課税期間として取り扱う。</p> <p>ニ 印紙税（印紙税法第 11 条《書式表示による申告及び納付の特例》及び同法第 12 条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》の規定の適用を受けるものを除く。）については、調査の対象となる期間を 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間で区分した各期間（当該区分により 1 年に満たない期間が生じるときは、当該期間）を一の課税期間として取り扱う。</p> <p>ホ 消費税（消費税法第 47 条《引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等》に該当するものに限る。）、酒税（酒税法第 30 条の 3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等》に該当するものに限る。）、たばこ税・たばこ特別税（たばこ税法第 18 条《引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等》に該当するものに限る。）、揮発油税・地方揮発油税（揮発油税法第 11 条《引取りに係る揮発油についての課税標準及び税額の申告等》に該当するものに限る。）、石油ガス税（石油ガス税法第 17 条《引取りに係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告等》に該当するものに限る。）、<u>石油石炭税（石油石炭税法第 14 条《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等》に該当するものに限る。）又は国際観光旅客税（国際観光旅客税法第 18 条《国際観光旅客等による納付》に該当するものに限る。）</u>については、それぞれ各条に該当するときの属する時を一の課税期間として取り扱う。</p>	<p><u>2 第 2 項各号《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》</u>に該当した時を一の課税期間として取り扱う。</p> <p>ハ 源泉徴収に係る<u>所得税</u>については、同一の法定納期限となる源泉徴収に係る<u>所得税</u>を一の課税期間として取り扱う。</p> <p>ニ 印紙税（印紙税法第 11 条《書式表示による申告及び納付の特例》及び同法第 12 条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》の規定の適用を受けるものを除く。）については、調査の対象となる期間を 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間で区分した各期間（当該区分により 1 年に満たない期間が生じるときは、当該期間）を一の課税期間として取り扱う。</p> <p>ホ 消費税（消費税法第 47 条《引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等》に該当するものに限る。）、酒税（酒税法第 30 条の 3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等》に該当するものに限る。）、たばこ税・たばこ特別税（たばこ税法第 18 条《引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等》に該当するものに限る。）、揮発油税・地方揮発油税（揮発油税法第 11 条《引取りに係る揮発油についての課税標準及び税額の申告等》に該当するものに限る。）、石油ガス税（石油ガス税法第 17 条《引取りに係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告等》に該当するものに限る。）<u>又は石油石炭税（石油石炭税法第 14 条《引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等》に該当するものに限る。）</u>については、それぞれ各条に該当するときの属する時を一の課税期間として取り扱う。</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>〔「調査」に該当しない行為【1-2の再掲】〕</p> <p>4-3 当該職員が行う行為であって、次に掲げる行為のように、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものは、調査には該当しないことに留意する。また、これらの行為のみに起因して修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は源泉徴収等による国税の自主納付があった場合には、当該修正申告書等の提出等は更正若しくは決定又は納税の告知があるべきことを予知してなされたものには当たらないことに留意する。</p> <p>(1) 提出された納税申告書の自発的な見直しを要請する行為で、次に掲げるもの。</p> <p>イ 提出された納税申告書に法令により添付すべきものとされている書類が添付されていない場合において、納税義務者に対して当該書類の自発的な提出を要請する行為。</p> <p>ロ 当該職員が保有している情報又は提出された納税申告書の検算その他の形式的な審査の結果に照らして、提出された納税申告書に計算誤り、転記誤り又は記載漏れ等があるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して自発的な見直しを要請した上で、必要に応じて修正申告書又は更正の請求書の自発的な提出を要請する行為。</p> <p>(2) 提出された納税申告書の記載事項の審査の結果に照らして、当該記載事項につき税法の適用誤りがあるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して、適用誤りの有無を確認するために必要な基礎的情報の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて修正申告書又は更正の請求書の自発的な提出を要請する行為。</p> <p>(3) 納税申告書の提出がないため納税申告書の提出義務の有無を確認する必要が</p>	<p>〔「調査」に該当しない行為【1-2の再掲】〕</p> <p>4-3 当該職員が行う行為であって、次に掲げる行為のように、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものは、調査には該当しないことに留意する。また、これらの行為のみに起因して修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は源泉徴収に係る所得税の自主納付があった場合には、当該修正申告書等の提出等は更正若しくは決定又は納税の告知があるべきことを予知してなされたものには当たらないことに留意する。</p> <p>(1) 提出された納税申告書の自発的な見直しを要請する行為で、次に掲げるもの。</p> <p>イ 提出された納税申告書に法令により添付すべきものとされている書類が添付されていない場合において、納税義務者に対して当該書類の自発的な提出を要請する行為。</p> <p>ロ 当該職員が保有している情報又は提出された納税申告書の検算その他の形式的な審査の結果に照らして、提出された納税申告書に計算誤り、転記誤り又は記載漏れ等があるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して自発的な見直しを要請した上で、必要に応じて修正申告書又は更正の請求書の自発的な提出を要請する行為。</p> <p>(2) 提出された納税申告書の記載事項の審査の結果に照らして、当該記載事項につき税法の適用誤りがあるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して、適用誤りの有無を確認するために必要な基礎的情報の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて修正申告書又は更正の請求書の自発的な提出を要請する行為。</p> <p>(3) 納税申告書の提出がないため納税申告書の提出義務の有無を確認する必要が</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ある場合において、当該義務があるのではないかと思料される者に対して、当該義務の有無を確認するために必要な基礎的情報（事業活動の有無等）の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて納税申告書の自発的な提出を要請する行為。</p> <p>(4) 当該職員が保有している情報又は提出された所得税徴収高計算書の記載事項の確認の結果に照らして、源泉徴収税額の納税額に過不足徴収額があるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して源泉徴収税額の自主納付等を要請する行為。</p> <p>(5) 源泉徴収に係る所得税に関して源泉徴収義務の有無を確認する必要がある場合において、当該義務があるのではないかと思料される者に対して、当該義務の有無を確認するために必要な基礎的情報（源泉徴収の対象となる所得の支払の有無）の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて源泉徴収税額の自主納付を要請する行為。</p>	<p>ある場合において、当該義務があるのではないかと思料される者に対して、当該義務の有無を確認するために必要な基礎的情報（事業活動の有無等）の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて納税申告書の自発的な提出を要請する行為。</p> <p>(4) 当該職員が保有している情報又は提出された所得税徴収高計算書の記載事項の確認の結果に照らして、源泉徴収税額の納税額に過不足徴収額があるのではないかと思料される場合において、納税義務者に対して源泉徴収税額の自主納付等を要請する行為。</p> <p>(5) 源泉徴収に係る所得税に関して源泉徴収義務の有無を確認する必要がある場合において、当該義務があるのではないかと思料される者に対して、当該義務の有無を確認するために必要な基礎的情報（源泉徴収の対象となる所得の支払の有無）の自発的な提供を要請した上で、必要に応じて源泉徴収税額の自主納付を要請する行為。</p>
<p>第2節（省略）</p>	<p>第2節（同左）</p>
<p>第3節 調査の終了の際の手續に関する事項 （「更正決定等」の範囲）</p> <p>6-2 法第74条の11に規定する「更正決定等」には、法第24条《更正》若しくは法第26条《再更正》の規定による更正若しくは法第25条《決定》の規定による決定又は法第32条《賦課決定》の規定による賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、重加算税及び過怠税の賦課決定を含む。）のほか、<u>源泉徴収等による国税</u>でその法定納期限までに納付されなかったものに係る法</p>	<p>第3節 調査の終了の際の手續に関する事項 （「更正決定等」の範囲）</p> <p>6-2 法第74条の11に規定する「更正決定等」には、法第24条《更正》若しくは法第26条《再更正》の規定による更正若しくは法第25条《決定》の規定による決定又は法第32条《賦課決定》の規定による賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、重加算税及び過怠税の賦課決定を含む。）のほか、<u>源泉徴収に係る所得税</u>でその法定納期限までに納付されなかったものに係る法</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 36 条《納税の告知》に規定する納税の告知が含まれることに留意する。</p> <p>(調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明)</p> <p>6-4 国税に関する調査の結果、法第 74 条の 11 第 2 項の規定に基づき調査結果の内容の説明を行った後、当該調査について納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収等による<u>国税</u>の納付がなされるまでの間又は更正決定等を行うまでの間において、当該説明の前提となった事実が異なることが明らかとなり当該説明の根拠が失われた場合など当該職員が当該説明に係る内容の全部又は一部を修正する必要があると認めた場合には、必要に応じ調査を再開した上で、その結果に基づき、再度、調査結果の内容の説明を行うことができることに留意する。</p> <p>(法第 74 条の 11 第 5 項の規定の適用)</p> <p>6-6 更正決定等を目的とする調査の結果、法第 74 条の 11 第 1 項の通知を行った後、又は同条第 2 項の調査（実地の調査に限る。）の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収等による<u>国税</u>の納付がなされた後若しくは更正決定等を行った後において、新たに得られた情報に照らして非違があると認めるときは、当該職員は当該調査（以下、6-6 において「前回の調査」という。）の対象となった納税義務者に対し、前回の調査に係る納税義務に関して、再び質問検査等（以下、第 4 章第 3 節において「再調査」という。）を行うことができることに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>1 情報の要否に関する制限は、前回の調査が実地の調査の場合に限られる</p>	<p>第 36 条《納税の告知》に規定する納税の告知が含まれることに留意する。</p> <p>(調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明)</p> <p>6-4 国税に関する調査の結果、法第 74 条の 11 第 2 項の規定に基づき調査結果の内容の説明を行った後、当該調査について納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収に係る<u>所得税</u>の納付がなされるまでの間又は更正決定等を行うまでの間において、当該説明の前提となった事実が異なることが明らかとなり当該説明の根拠が失われた場合など当該職員が当該説明に係る内容の全部又は一部を修正する必要があると認めた場合には、必要に応じ調査を再開した上で、その結果に基づき、再度、調査結果の内容の説明を行うことができることに留意する。</p> <p>(法第 74 条の 11 第 6 項の規定の適用)</p> <p>6-6 更正決定等を目的とする調査の結果、法第 74 条の 11 第 1 項の通知を行った後、又は同条第 2 項の調査（実地の調査に限る。）の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収に係る<u>所得税</u>の納付がなされた後若しくは更正決定等を行った後において、新たに得られた情報に照らして非違があると認めるときは、当該職員は当該調査（以下、6-6 において「前回の調査」という。）の対象となった納税義務者に対し、前回の調査に係る納税義務に関して、再び質問検査等（以下、第 4 章第 3 節において「再調査」という。）を行うことができることに留意する。</p> <p>(注)</p> <p>1 情報の要否に関する制限は、前回の調査が実地の調査の場合に限られる</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ため、前回の調査が実地の調査以外の調査である場合、法第 74 条の 11 <u>第 5 項</u>に規定する「新たに得られた情報」がなくても、法第 74 条の 2 から法第 74 条の 6 までの各条の規定により、調査について必要があるときは、再調査を行うことができることに留意する。</p> <p>2 前回の調査は、更正決定等を目的とする調査であることから、前回の調査には、6-1 に定めるように再調査決定又は申請等の審査のために行う調査は含まれないことに留意する。</p> <p>3 4-1(4)の取扱いによる場合には、例えば、同一の納税義務者に対し、移転価格調査を行った後に移転価格調査以外の部分の調査を行うときは、両方の調査が同一の納税義務に関するものであっても、移転価格調査以外の部分の調査は再調査には当たらないことに留意する。</p> <p>(「新たに得られた情報」の意義)</p> <p>6-7 法第 74 条の 11 <u>第 5 項</u>に規定する「新たに得られた情報」とは、同条第 1 項の通知又は同条第 2 項の説明(6-4の「再度の説明」を含む。)に係る国税の調査(実地の調査に限る。)において質問検査等を行った当該職員が、当該通知又は当該説明を行った時点において有していた情報以外の情報をいう。</p> <p>(注) 調査担当者が調査の終了前に変更となった場合は、変更の前後のいずれかの調査担当者が有していた情報以外の情報をいう。</p> <p>(「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」の範囲)</p> <p>6-8 法第 74 条の 11 <u>第 5 項</u>に規定する「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」には、新たに得られた情報から非違があると直接的に認め</p>	<p>ため、前回の調査が実地の調査以外の調査である場合、法第 74 条の 11 <u>第 6 項</u>に規定する「新たに得られた情報」がなくても、法第 74 条の 2 から法第 74 条の 6 までの各条の規定により、調査について必要があるときは、再調査を行うことができることに留意する。</p> <p>2 前回の調査は、更正決定等を目的とする調査であることから、前回の調査には、6-1 に定めるように再調査決定又は申請等の審査のために行う調査は含まれないことに留意する。</p> <p>3 4-1(4)の取扱いによる場合には、例えば、同一の納税義務者に対し、移転価格調査を行った後に移転価格調査以外の部分の調査を行うときは、両方の調査が同一の納税義務に関するものであっても、移転価格調査以外の部分の調査は再調査には当たらないことに留意する。</p> <p>(「新たに得られた情報」の意義)</p> <p>6-7 法第 74 条の 11 <u>第 6 項</u>に規定する「新たに得られた情報」とは、同条第 1 項の通知又は同条第 2 項の説明(6-4の「再度の説明」を含む。)に係る国税の調査(実地の調査に限る。)において質問検査等を行った当該職員が、当該通知又は当該説明を行った時点において有していた情報以外の情報をいう。</p> <p>(注) 調査担当者が調査の終了前に変更となった場合は、変更の前後のいずれかの調査担当者が有していた情報以外の情報をいう</p> <p>(「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」の範囲)</p> <p>6-8 法第 74 条の 11 <u>第 6 項</u>に規定する「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」には、新たに得られた情報から非違があると直接的に認め</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>られる場合のみならず、新たに得られた情報が直接的に非違に結びつかない場合であっても、新たに得られた情報とそれ以外の情報とを総合勘案した結果として非違があると合理的に推認される場合も含まれることに留意する。</p> <p>(事前通知事項以外の事項について調査を行う場合の法第 74 条の 11 <u>第 5 項</u>の規定の適用)</p> <p>6-9 法第 74 条の 9 第 4 項の規定により事前通知した税目及び課税期間以外の税目及び課税期間について質問検査等を行おうとする場合において、当該質問検査等が再調査に当たるときは、法第 74 条の 11 <u>第 5 項</u>の規定により、新たに得られた情報に照らし非違があると認められることが必要であることに留意する。</p> <p>第 4 節 <u>(削除)</u></p> <p>7-1 <u>(削除)</u></p> <p>7-2 <u>(削除)</u></p>	<p>られる場合のみならず、新たに得られた情報が直接的に非違に結びつかない場合であっても、新たに得られた情報とそれ以外の情報とを総合勘案した結果として非違があると合理的に推認される場合も含まれることに留意する。</p> <p>(事前通知事項以外の事項について調査を行う場合の法第 74 条の 11 <u>第 6 項</u>の規定の適用)</p> <p>6-9 法第 74 条の 9 第 4 項の規定により事前通知した税目及び課税期間以外の税目及び課税期間について質問検査等を行おうとする場合において、当該質問検査等が再調査に当たるときは、法第 74 条の 11 <u>第 6 項</u>の規定により、新たに得られた情報に照らし非違があると認められることが必要であることに留意する。</p> <p>第 4 節 <u>連結法人の連結所得に対する法人税に係る適用関係に関する事項(法第 74 条の 9 又は法第 74 条の 10 の規定の適用関係)</u></p> <p>7-1 <u>連結所得に対する法人税の調査の場合には、各連結法人が、それぞれ法第 74 条の 9 第 3 項第 1 号に規定する「納税義務者」に当たることから、法第 74 条の 9 又は法第 74 条の 10 の規定は、連結法人の場合には、連結親法人、連結子法人の区別を問わず、当該職員による質問検査等の対象となる各連結法人ごとに適用することに留意する。</u></p> <p><u>(連結子法人に対する事前通知)</u></p> <p>7-2 <u>法第 74 条の 9 第 1 項の規定による事前通知は、実地の調査において質問検査等の対象となる納税義務者に対して行うものであるから、連結所得に対す</u></p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>7-3 <u>(削除)</u></p>	<p><u>る法人税の調査の場合には、実地の調査を行わない連結子法人に対しては、事前通知を行うことを要しないことに留意する。</u></p> <p><u>(法第74条の11第1項又は第2項の規定の適用関係)</u></p> <p>7-3</p> <p>(1) <u>連結親法人に対する更正決定等をすべきと認められない旨の通知</u> <u>連結親法人に対する法第74条の11第1項の規定による更正決定等をすべきと認められない旨の通知については、国税に関する実地の調査の結果、当該連結親法人及び連結子法人のいずれにも非違事項が認められない場合に通知することに留意する。</u></p> <p>(2) <u>連結親法人に対する調査結果の内容の説明</u> <u>連結親法人に対する法第74条の11第2項の規定による調査結果の内容の説明については、国税に関する調査の結果、当該連結親法人において認められた非違事項のほか、連結子法人において認められた非違事項についても説明することに留意する。</u></p> <p>(3) <u>連結子法人に対する調査の終了の際の手續</u> <u>連結子法人について、法第74条の11第2項に規定する「更正決定等をすべきと認める場合」に該当するか否かは、国税に関する調査の結果、当該連結子法人に係る法人税法第81条の25《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定による個別帰属額の届出書に記載された内容について、連結親法人に対して更正決定等をすべきと認められることとなる非違事項（以下、7-3(3)において単に「非違事項」という。）があるかどうかにより判定することに留意する。</u></p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>7-4 <u>(削除)</u></p> <p>7-5 <u>(削除)</u></p> <p>第5節 税務代理人に関する事項 (税務代理人がある場合の実地の調査以外の調査結果の内容の説明等)</p> <p>8-3 実地の調査以外の調査により質問検査等を行った納税義務者について税</p>	<p><u>(注) 連結子法人に対する実地の調査の結果、非違事項が認められない場合には、他の連結子法人に対する調査の結果、非違事項が認められ、連結親法人に対して更正決定等を行うこととなっても、当該非違事項が認められない連結子法人に対しては更正決定等をすべきと認められない旨を通知することとなることに留意する。</u></p> <p><u>(一部の連結子法人の同意がない場合における連結親法人への通知等)</u></p> <p>7-4 <u>法第74条の11第4項の規定の適用上、連結子法人の同意があるかどうかは、各連結法人ごとに判断することとなるが、2以上の連結子法人のうち、一部の連結子法人について同項の同意がない場合においては、当該同意がない連結子法人に対する同条第1項の通知又は同条第2項に規定する説明については、当該同意がない連結子法人に対して行うことに留意する。</u></p> <p><u>(法第74条の11第6項の規定の適用関係)</u></p> <p>7-5 <u>連結法人に対して、国税に関する実地の調査(以下、7-5において「前回の調査」という。)を行った後において、前回の調査における質問検査等の相手方とならなかった連結子法人に対して、前回の調査における課税期間を対象として国税に関する調査を行おうとする場合には、法第74条の11第6項の適用があることに留意する(4-1(4)ロの取扱いによる場合を除く。)</u></p> <p>第5節 税務代理人に関する事項 (税務代理人がある場合の実地の調査以外の調査結果の内容の説明等)</p> <p>8-3 実地の調査以外の調査により質問検査等を行った納税義務者について税</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>務代理人がある場合における法第 74 条の 11 第 2 項に規定する調査結果の内容の説明並びに同条第 3 項に規定する説明及び交付については、同条第 4 項に準じて取り扱うこととしても差し支えないことに留意する。</p> <p>(一部の納税義務者の同意がない場合における税務代理人への説明等)</p> <p>8-5 法第 74 条の 9 第 5 項及び法第 74 条の 11 第 4 項の規定の適用上、納税義務者の同意があるかどうかは、個々の納税義務者ごとに判断することに留意する。</p> <p>(注) 例えば、相続税の調査において、複数の納税義務者がある場合における法第 74 条の 9 第 5 項及び法第 74 条の 11 第 4 項の規定の適用については、個々の納税義務者ごとにその納税義務者の同意の有無により、その納税義務者に通知等を行うかその税務代理人に通知等を行うかを判断することに留意する。</p> <p>第 5 章 (省 略)</p> <p>第 6 章 経過措置に関する事項</p> <p><u>(連結法人の連結所得に対する法人税の調査に係る適用関係)</u></p> <p>10-5 <u>連結法人の令和 4 年 4 月 1 日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税の調査については、令和 4 年 6 月 24 日付課総 10-9 ほか 6 課共同『国税通則法第 7 章の 2 (国税の調査) 等関係通達の制定について』の一部改正について</u> (法令解釈通達) による改正前の 4-1(4)及び 4-2(1)ロ並びに 7-1 から 7-5 までの取扱いを適用する。この場合において、7-1 の「法」</p>	<p>務代理人がある場合における法第 74 条の 11 第 2 項に規定する調査結果の内容の説明並びに同条第 3 項に規定する説明及び交付については、同条第 5 項に準じて取り扱うこととしても差し支えないことに留意する。</p> <p>(一部の納税義務者の同意がない場合における税務代理人への説明等)</p> <p>8-5 法第 74 条の 9 第 5 項及び法第 74 条の 11 第 5 項の規定の適用上、納税義務者の同意があるかどうかは、個々の納税義務者ごとに判断することに留意する。</p> <p>(注) 例えば、相続税の調査において、複数の納税義務者がある場合における法第 74 条の 9 第 5 項及び法第 74 条の 11 第 5 項の規定の適用については、個々の納税義務者ごとにその納税義務者の同意の有無により、その納税義務者に通知等を行うかその税務代理人に通知等を行うかを判断することに留意する。</p> <p>第 5 章 (同 左)</p> <p>第 6 章 経過措置に関する事項</p> <p><u>(新 設)</u></p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第13条の規定による改正前の国税通則法（以下「令和2年改正前国税通則法」という。）」と、7-2から7-5までの「法」とあるのは「令和2年改正前国税通則法」と、7-3の「法人税法」とあるのは「令和2年改正法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第3条の規定による改正前の法人税法」と、それぞれ読み替えるものとする。</u></p>	